

今回届け出る規定	現行規定																								
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節 演奏等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)</p> <p>(定員)</p> <p>① (略)</p> <p>(面積)</p> <p>② (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>③ (略)</p> <p>(総入場料算定基準額)</p> <p>④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。</p> <p>(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 著作物の使用料</p> <p>第1節 演奏等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の備考)</p> <p>(定員)</p> <p>① (略)</p> <p>(面積)</p> <p>② (略)</p> <p>(入場料)</p> <p>③ (略)</p> <p>(総入場料算定基準額)</p> <p>④ 総入場料算定基準額は、次により算出するものとする。</p> <p>(ア) 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とする。</p> <p>ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1003 2588 1822"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>期間</th> <th>入場料に定員数を乗じて得た額</th> <th>総入場料算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 及び 2</td> <td>平成24年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>800万円まで</td> <td>入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成24年4月1日から平成27年3月31日まで</td> <td>800万円を超える場合</td> <td>800万円を超える額の40%の額に640万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える場合</td> <td>3,000万円を超える額の15%の額に1,520万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成27年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>800万円を超える場合</td> <td>800万円を超える額の50%の額に640万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超える場合</td> <td>3,000万円を超える額の20%の額に1,740万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 (1)</td> <td rowspan="2">平成24年4月1日から平成30年3月31日まで</td> <td>400万円まで</td> <td>入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額</td> </tr> <tr> <td>400万円を超える場合</td> <td>400万円を超える額の40%の額に320万円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額	1 及び 2	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで	800万円を超える場合	800万円を超える額の40%の額に640万円を加算した額	3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の15%の額に1,520万円を加算した額	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	800万円を超える場合	800万円を超える額の50%の額に640万円を加算した額	3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の20%の額に1,740万円を加算した額	3 (1)	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額	400万円を超える場合	400万円を超える額の40%の額に320万円を加算した額
規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額																						
1 及び 2	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額																						
	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで	800万円を超える場合	800万円を超える額の40%の額に640万円を加算した額																						
		3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の15%の額に1,520万円を加算した額																						
	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで	800万円を超える場合	800万円を超える額の50%の額に640万円を加算した額																						
		3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の20%の額に1,740万円を加算した額																						
	3 (1)	平成24年4月1日から平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額																					
400万円を超える場合			400万円を超える額の40%の額に320万円を加算した額																						

今回届け出る規定	現行規定			
<p>(イ) (ア)にかかわらず、本節 2 又は 3 (1) の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額とする。</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)の規定を適用する場合において、入場料に定員数を乗じて得た額が一定の額を超える場合は、別に定める基準に基づき、(ア)又は(イ)の額の範囲内で決定することができる。</p> <p>(標準単位料金) ⑤ (略)</p> <p>(レコード演奏) ⑥ (略)</p>		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 15%の額に 480 万円を加算した額	
	<p>(イ) (ア)にかかわらず、本節 2 又は 3 (1) の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額とする。</p> <p>ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間、下表のとおりとする。</p>			
規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額	
2	平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	800 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額	
	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 25%の額に 400 万円を加算した額	
		3,000 万円を超える場合	3,000 万円を超える額の 10%の額に 950 万円を加算した額	
	平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 35%の額に 400 万円を加算した額	
3,000 万円を超える場合		3,000 万円を超える額の 15%の額に 1,170 万円を加算した額		
3(1)	平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	400 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額	
		400 万円を超える場合	400 万円を超える額の 25%の額に 200 万円を加算した額	
		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 10%の額に 300 万円を加算した額	
<p>(標準単位料金) ⑤ (略)</p> <p>(レコード演奏) ⑥ (略)</p> <p>(経過措置)</p>				<p>⑦ 3 演奏会以外の催物における演奏 (1) ① (ア) の規定の 4%は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までは 3%、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までは 3.5%とそ</p>

今回届け出る規定	現行規定
<p>(その他)</p> <p>⑦ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2演奏会における演奏及び3演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。</p> <p>⑧ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第2節～第17節 (略)</p> <p>附則 (実施の日) この使用料規程のうち、第2章第1節1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の規定については、2024年4月1日から実施する。</p>	<p>れぞれ読み替えるものとする。</p> <p>⑧ 3演奏会以外の催物における演奏(1)②(ア)⑦の規定の0.4%は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までは0.3%、平成27年4月1日から平成30年3月31日までは0.35%とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>⑨ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、2演奏会における演奏及び3演奏会以外の催物における演奏の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。</p> <p>⑩ 同一の演奏場所における一の演奏会等において、3演奏会以外の催物における演奏の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定める。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第2節～第17節 (略)</p>